

凡例

- 一、本巻は琉球王国評定所文書、第十二巻である。
- 一、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定所記録、及び国立公文書館所蔵の琉球評定所書類を収録したものである。
- 一、収録史料中の標題に付されている番号(例、一五四一など)は旧琉球藩評定所書類目録(東京大学史料編纂所所蔵)の中の整理番号である。
- 一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録の中の整理番号に従い、通巻番号順に収録してある。
- 一、各号文書の本文見出しは、旧琉球藩評定所書類目録に従っており、史料標題と異なる場合がある。
- 一、本巻は巻頭論考と、各史料ごとの解題、史料本文、および標題のみ文書よりなるが、各史料ごとの解題の末尾には解題執筆者を明示してある。
- 一、筆耕は法政大学沖繩文化研究所所蔵の写真複製本

のコピーを用いて行い、判読の困難な部分については浦添市立図書館沖繩学研究室所蔵の写真複製本と、原本で照合した。

- 一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよう努力したが、編集の都合上以上の変更を加えた。
- 1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。
- 2 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。
- 3 変体仮名(は、は(え)、あ(て)、う(と)、あ(も)、ち(より)、し(して)はそのまま生かし、他は原則として平仮名に直した。
- 例、幾↓き、留↓る、楚↓そ、連↓れ、など。
- 4 宛(づつ)の意味を示す完は、訂正せずそのまま用いたい。
- 5 朱書の箇所は「」でくくり区別した。
- 6 原文の抹消は傍点、を文字の左に付した。
- 7 明らかな誤字・脱字については、()で訂正するか、または(ママ)と注記した。

8 判読出来なかった文字は□や□□で示し、虫損などの理由で判読不可能なものは□□^(虫喰)あるいは□□と表記した。

9 原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。

10 行間の書き込みが長文に及ぶ場合には、関連文書の文末にまとめた。

11 付箋は、それが現在にはさまれている場所に※記号をし、関連文書の末尾に付箋の内容を表した。

12 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。

13 文書の内容が関連する場合には枝番号を付した。

14 その他、内容を損なわない範囲で編集の都合上変更を加えてある。

一、本巻収録の一五四一号「年中各月日記(帳当座)」は、東京大学法学部法制史資料室と国立公文書館ともに所蔵されている文書である。東京大学法学部法制史資料室所蔵の文書は、国立公文書館所蔵の文書の目録部分に相当する史料である。後者を原史料により近い史料と見て、本巻では後者を基にした。

一、本巻収録の一五四一号「年中各月日記(帳当座)」の文書番号「式拾番」には、グラビアのように割印が押されている。編集の都合上割愛せざるを得なかった。

一、本巻収録の一五四七号「異国御用掛日記」には、行間朱書や、抹消を意味する傍点、を使用して、宛名の違う複数の文書を一まとめに表記している箇所がある。煩雑な原文書通りに編集するのは難しく、その場合は、行間朱書を本文中に挿入することによって、文書の体裁を整えた。

一、本巻収録の一五四八号「亜船来着二付守衛法(御届申上候写)」は、「沖縄県史料」前近代3(一九八四年)に既に収録されている文書である。

一、本巻収録の史料の活用については、東京大学法学部法制史資料室、及び国立公文書館内閣文庫の理解と協力を得た。記して感謝申し上げます。